

第1条（目的）

従業員が個人でアカウントを取得し、Facebook やツイッター、Mixi をはじめとするソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS）の活用に関し、すべての全職員（非常勤職員を含む）を対象に以下のように定めます。

第2条（基本原則）

1. 社会人としての基本マナーを守ります。

- ①誹謗中傷や、社会人としての礼儀に外れるような表現でのコメントはしません。
- ②人種、思想、信条等の差別、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する可能性のあるコメントはしません。
- ③嘘の情報、単なる噂や、噂を助長させる情報の発信や、内容について誤解を招くような表現をしないように十分留意します。
- ④公序良俗に反する書き込みはしません。

2. 秘守義務・患者様に関する情報を守ります。

- ⑤患者様に関する事、診療内容に関する機密情報の書き込みはしません。

<情報例>

- ・職務上知り得た、患者様の通院・入院・退院の有無、治療内容、患者様の行動に対する記録、患者様の行動に対するコメントなど。
- ・また、仮名や実名を載せなくても、人物や場所等が特定されるコメント。

3. 病院・施設の内部情報を守ります。

- ⑥病院・施設の機密に関する情報の書き込みはしません。

<病院・施設内の情報例>

- ・人事情報、財務や資産などの数値情報、病院・施設内で発生した事柄の書込み
- ・業務に関する個人的な状況や、業務に関する個人的な意見・感情的なコメント

4. 個人情報を守ります。

- ⑦従業員同士、患者様、友達、家族など、広く関係者の個人情報を守ります。
- ⑧写真や名前の掲載に当たっては本人に承諾を得ることを原則とします。

5. 著作権を守ります。

- ⑨他人の発言、文章、写真など、著作物に関して著作権者の権利を侵害しないようにします。

7. 責任ある情報発信に心がけます

- ⑩名前が隠されている匿名性の高いSNSへの書込み、コメントは、可能な限り自粛します。
- ⑪匿名性があっても、調査すれば誰の投稿であるかは判別されてしまうことを十分理解して利用します。
- ⑫万が一、意図せずしてコメントしたことで他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合は、速やかに訂正し、事態収拾に誠意をもって努めます。

付 則

この規則は平成 27 年 2 月 1 日から施行するものとする。